

令和 8 年度 第 3 回江津市農業委員会総会

日時：令和 8 年 6 月 22 日(月) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第 1 号 農地利用集積促進計画について

第3 承認 第 1 号 農地の地形変更届出について

第4 議案 第1号 農地法第3条第 1 項の規定による許可申請について

第5 議案 第2号 農地法第5条第 1 項の規定による許可申請について

第6 議案 第3号 農地法第5条第 1 項第6号の規定による農地転用届出について

第7 議案 第4号 非農地証明について

第8 その他

○出席農業委員（8 名）

1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 4 番 原田和徳 5 番 山本秀彦

6 番 田中克行 9 番 深野政勝 10 番 山田博 11 番 藤井孝子

○出席推進委員（11 名）

壱岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、

野田英夫、湯淺憲昭、井上清澄、崎谷靖徳、階本誠一、

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 8 年度第 3 回江津市農業委員会総会を開催いたします。それでは、会長挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 皆様、おはようございます。まず、お手元に事務局から配布していただいているカラー刷り資料をご覧ください。今月の 2 日に東京で全国農業委員会会長大会が開催されました。大賀事務局長と共に参加いたしました。全国 47 都道府県の各市町の会長が一堂に会し、農業農村の振興や政策提言に関する決議を行なう全国大会です。毎年この時期に開催されています。内容としましては、農業の構造転換に向けた地域計画の推進や農業関係の補助や施策・制度の拡充

の予算要望に加えて、組織活動に関する決議や政策提言が行なわれます。今回は、裏面にありますように、4つの議案が可決されました。島根県からも8市町の農業委員会会長、事務局も含めて総勢19名が参加しました。要請のポイントは、1つめに農業の構造転換を集中的に推し進めるための施策を具体化すること。2つめに地域計画の実行・ブラッシュアップに向けた支援策、3つめに時代に適合した農地制度の見直しと農地に関わる権利と義務の承継、4つめに農業委員会系統組織の予算確保と体制整備です。この内容について、大会が終了後に、島根県選出の国会議員6名と意見交換の場を設けて、要請書を手渡し、意見・要望等をお願いしたところです。以上簡単ですが報告といたします。詳細については、後ほどご一読いただきますようお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまより、令和8年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は二本木委員、大村委員、和田委員の3名から欠席の連絡がありました。出席委員は過半数以上ですので本日の総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程より進行いたします。なお、発言の際は挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、4番 原田委員、5番 山本委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画報告

会 長 次に、日程第2、報告第1号「農用地利用集積等促進計画の報告について」を議題と致します。事務局の報告をお願い致します。

事務局 報告第1号「農用地利用集積等促進計画報告について」です。令和8年5月報告分と記載してありますが、公告が5月なので、報告は6月分ということで訂正をお願いします。1番です。農地の所在は、金田町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、金田町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡です。貸借権を設定する者は●●●●さん、●●市●●区●●●丁目●●番●一●●●号です。貸借権を受ける者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●

[illegible]

会 長 ただ今、事務局から説明と調査結果の報告がありました。この件についてご質問等はありませんか。

吉岐推進委員　最後の件ですが、波積町北の農地で確認しておきたいのですが、所有者不明なのに、所有者が●●●●さんとなっているのは、腑に落ちないんです。●●●●さんは亡くなって数年たっていますが、こうやって名前を出す必要があるのですか。

事務局　これは登記簿上が●●●●さんで所有者として残っている状況です。今回、相続権者全員が相続放棄をしたために、所有者不明農地という手続きをとっ

261 号線を桜江方面に進み、●●●●●●●●手前の●●を●●方面に約● km 進んだ●●●●●●の●●の●●に隣接した農地です。先日、二本木委員から、●●●●●●●●と連絡を取り、今回を含めて残土の埋め戻しが完了したときに植栽して引き渡すという契約であることを確認したと報告を受けています。畑作への切り替える形状変更です。今回の工事期間としては、2 年間で、令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日ということで、隣接地への被害防止として安定勾配を保ちながら土砂流出が無いように努めるということでした。以上です。

会 長 ただ今、事務局より二本木さんがお休みのため、説明と調査結果両方を報告いただきました。この件についてご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地の地形変更届出の 1 について」は、承認することに決しました。

農地法第 3 条第 1 項

《 後地町 》

会 長 次に日程第 4、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」です。なお、この申請地は 3 条許可申請に加えて 5 条許可申請も提出されており、一筆の農地を分筆しての申請です。ご承知おきください。それでは 1 番です。農地の所在は、後地町●●●●番●、面積は 882 m²、後地町●●●●番●、面積は 128 m²、後地町●●●●番●、面積は 67 m²、地目は畑です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●市●●●●丁目●番●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。状況としましては、一筆の広い農地を取得した後に、分筆して家屋の建築と進入路を造り、隣接地を農地として家庭菜園を行なう、ということです。対価は 3 筆全部で●●●●円と

いう申請です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図 2 頁をご覧ください。地図の左下の交差点が、国道 9 号線沿いのコンビニエンスストア付近から●に約●●●mの●●●●●●●●との交差点で、申請地は●に約●●●m進んだ道路沿いの農地です。この一帯は、梅とか桜の木が点在していましたが、近所の方の話によりますと、春先に周辺の木が伐採されて、現在は何もない状態です。耕作はしていませんが、草刈り等管理しており、きれいな状態を保たれています。特に問題はないと思われます。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」は、可決されました。

農地法第 5 条第 1 項

＜ 和木町 ＞

会 長 次に日程第 5、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」です。1 番です。農地の所在は、和木町●●●●番●●、地目は畑、面積は 570 m²です。譲渡人は●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。転用目的は駐車場で、状況は申請地に隣接している●●●●●●●●●●●●●●●●へ貸し出して駐車場及びコンテナ置場にするということです。対価は 10a あたり●●●●円です。工期は許可の日から令和 9 年 5 月末日となっています。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

して土地を一体的に使って設備設置を行うとのことでした。対価は10aあたり●●●●円です。工期は許可日から1年以内ということです。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」は、可決されました。

《 後地町 》

会 長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 それでは3番です。さきほど3条許可申請で承認をいただいた農地の隣接地です。農地の所在は、後地町●●●●番●、後地町●●●●番●、地目は畑、面積は633㎡と58㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●市●●●●丁目●番●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。転用目的は農家住宅建築及び進入路の設置です。対価は10aあたり●●●●円です。工期は許可日から令和9年1月末日です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 5頁をご覧ください。先ほど2頁で説明した箇所の隣接地です。報告したとおり以前は梅や桜が植えてありましたが、現在は何もありません。家屋の建築の他、家庭菜園を行うとのことですが、周囲を道路に囲まれており、他の農地に影響を与えるようなことはないと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問はありませんか。

階本推進委員 番地によって単価が5倍になっているようですが・・・。

事務局 同じ土地を分筆登記ということ、宅地として売買するという箇所と農地として売買する箇所に分けしていると思われます。そのため、金額に差が出て

いるということです。

階本推進委員 ということは、申請書ではどうですか？

事務局 申請は、3条申請と5条申請にはそれぞれ金額の記載があります。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

4 番委員 確認ですが、申請地は元々こういう番地ですか。分筆されてこの形になっていますか。

事務局 今回の申請の際に分筆しました。

4 番委員 分筆したのですか。道沿いに家を建てるから、宅地は良いとしても、進入路の分筆は意味が無いのでは・・・。

会 長 よろしいでしょうか。質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」は、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 4番です。農地の所在は、嘉久志町●●●番、地目は畑、面積は119㎡です。譲渡人は●●●さん、●●府●●市●●●●丁目●の●●の●●●号です。譲受人は●●●さん、●●市●●●町●●●●番地●です。転用目的は個人住宅の建築です。対価は10aあたり●●●●円です。工期は許可日から令和9年3月末日です。状況的には隣接地とあわせて一体的に帯活用して住宅を建て替えるということです。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 6頁です。18日木曜の午後に確認しました。左上から右下に流れているのが●●です。●●の横に●●●●●●●●があり、●側は●●●●の●●や●●●●●●です。申請地は、●●●●●から●●沿いに●側に進むと約●●●●mで●●●●●●●●という●●があり、そこから●●m進んで●●して●●●●先に三角地のような土地です。現状は耕作されてなく、年に1

回、2 回草刈りをしているという感じでした。譲受人の●さんが右横にある家屋にお住まいで、現在居住の●●●●番●と今回申請の●●●●番の農地を一緒にして住宅を建て替えるらしいです。周りは道と川になっていますので、耕作している農地はありませんので問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

会 長 よろしいでしょうか。質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 について」は、可決されました。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号

＜ 有福温泉町本明 ＞

会 長 次に日程第 6、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員が本日お休みのため、事務局からあわせて調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」です。一時転用です。1 番です。農地の所在は、有福温泉町本明●●●番、地目は田、面積は 991 m²の内 104.19 m²です。貸付人は●●●●代表相続人●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。借受人は●●●●●●●●●● ●●●● ●●●●●さん、●●市●●●町●●●番地です。この申請書と併せて、届出書というホチキス留め文書配布しております。申請地は以前から、電波法に係る特定電気通信事業者が行う無線基地局の設置という農地転用の届出が提出されています。敷地の拡張に係る届出です。今回の 5 条 6 号一時転用については、工事を行うために、工事車両の進入路及び資材置場という事での一時転用です。工期は令和 8 年 6 月 29 日から 7 月 28 日の 1 か月間です。現地確認したところ、草刈り管理はされているようでしたが、なにも植えられておらず、原野に近い状況でした。以上です。

会 長 ただ今、事務局から詳細な説明をいただきました。この件についてご質問
 ございませんか。

盆子原推進委員 昨日の午前中、大村委員と現地確認しまして、資料に添付してある
 写真のとおり、既存のアンテナ立っています。そこに追加してアンテナを増
 設されるのだと思います。場所については、有福温泉から美又温泉接続する
 ●●付近で、●●●と●●●の境界部分に近いところです。奥まったところ
 にあって、●●●●と●●の●●●から約●●●m の場所です。以上です。

会 長 質問はありませんか。質問等が無いようであります。採決をいたします。
 申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による
 農地転用届出について（一時転用）」は、可決されました。

非農地証明

《 二宮町神主 》

会 長 次に、日程第 7、議案第 4 号「非農地証明の 1 について」を議題といたし
 ます。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員並びに仲津推進委員から調
 査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 4 号「非農地証明交付申請の承認について」です。1 番です。農地
 の所在は、二宮町神主●●●●番内●、地目は畑、面積は 3.30 m²、二宮町神
 主●●●●4 番●、地目は畑、面積は 39 m²です。所有者は●●●●さん、●
 ●市●●町●●●番地●●●●●号棟●●●号です。事由としましては、昭
 和 40 年月日不詳ですが、その頃から耕作しておらず原野となっており、現
 況に合わせて地目変更登記を行うための申請です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図 8 頁です。仲津委員と連絡を取り、現地に行く予定でしたが、体調
 が悪くて連絡がとれず各々で現地確認しました。この場所は、県道皆井田江
 津線沿いの●●●●●●●●●●の●●●●●●の●●側で●●との●●●
 から、●●●●の●●側に進んだ箇所です。昨年、隣接の家屋が火災で焼失し
 た箇所の周囲で、道路側の土地と、家屋の山側の 2 か所に分かれています、
 両方とも荒れた状態で、特に山側は竹藪になっています。非農地として止む

を得ないのではないかと思います。以上です。

会 長 それでは続いて、仲津推進委員から調査結果の報告をお願いします。

仲津推進委員 深野委員から詳しく説明がありましたので私からは別にありません。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明の 1 について」は、証明することに決しました。

その他

会 長 次に、日程第 8、その他について、事務局から総会に諮るべき事案、なにかございますか。

事務局 ございません。

会 長 その他みなさんからなにかありますか。よろしいでしょうか。

〔 なし 〕

会 長 その他の事務連絡等は総会終了後行ないます。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 8 年度第 3 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は、7 月 17 日金曜日、江津市総合市民センターで開催します。現在の農業委員・推進委員メンバーでの最後の委員会となります。よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員